

制 度 名	個人番号カード交付事業費補助金	主管課名	市町村課 行政 G		
		問合せ先	029-301-2457		
目的・趣旨	通知カード及び個人番号カードの交付等を円滑に行うことにより、社会保障・税番号制度の導入を推進し、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図る。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 通知カード等の作成・発送事業、個人番号カードの製造・発行事業及び個人番号カードの申込処理事業等。</p> <p>[補助要件等] 総務大臣は、交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、これを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定する。</p> <p>[対象経費] 市町村が、通知カードの作成・発送や個人番号カードの製造・発行といった事業を地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）に委任するかわりに、J-LIS に対して支払う交付金。</p> <p>[補助限度額等] 再交付した通知カード及び個人番号カードの枚数に一定の手数料を乗じた額等を、交付金として J-LIS が対象市町村に請求する額から除した額。</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業主体：市町村		10/10	—	—	—
[3年度当初予算額] (国) 40,850,000 千円		[3年度補助対象団体] 令和4年3月頃決定予定			
[備考]					